

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実施要領

第1 事業実施基準

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱（令和2年阿波市告示第32号）に基づき事業を実施する者は、同要綱の実施基準に定める条件以外に次の条件を満たすこととする。

1 一般的基準

- (1) この事業の事業実施主体は、原則として、個人にあつては農業で主たる生計を立てる者、法人にあつては農業を自ら行い、又はその成果物を利用して営む事業が主たる生計となる者とする。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中であり、又は既に終了している場合は、原則として、この事業の補助の対象外とする。
(ただし、阿波市農業フォローアップ事業・組織農業経営型（組織的営農支援タイプ）において、集落営農組織が国又は県に採択された補助事業を実施中の場合は、この限りでない。)
- (3) 事業の執行に当たっては、原則として、阿波市財務規則（平成17年阿波市規則第37号）に準じて事業費を決定することとする。ただし、競争入札を執行することが困難な場合にあつては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。
- (4) 補助対象事業は、次の全ての要件を満たすものとする。
 - ア 原則として、阿波市が策定した各種計画方針に沿った取組である。
 - イ 事業計画の規模が適切であつて、事業実施主体の経営収支等に照らし、事業計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれる。
 - ウ 補助対象とする施設等は、受益範囲及び利用計画からみて適切なものとする。
 - エ 補助対象とする施設整備は、関係法令を遵守するとともに、当該施設が立地する地域を所管する関係機関（保健所等）の指導に従う。

2 個別基準

(1) 担い手育成支援事業

ア 人材育成型

(ア) 人材育成支援タイプ 個人

- a 阿波市内に在住している。
- b 徳島県立農林水産総合技術支援センターが行う農業経営育成コース、又は6次産業化コースを受講している。

- (イ) 人材育成支援タイプ 法人
 - a 法人登記住所が阿波市内である。

- (ウ) 次世代新規就農支援タイプ
 - a 阿波市において青年等就農計画の認定を受けている者である。
 - b 青年等就農計画の所得目標達成者である。
 - c 事前に営農計画書を提出し、阿波市の承認を受けた取組である。

イ 組織育成型

- (ア) 組織経営強化促進タイプ
 - a 阿波市内に生産の拠点がある農地所有適格法人及び担い手が組織する団体である。

- (イ) 法人化支援タイプ
 - a おおむね2年以内に農地所有適格化法人を設立する意向がある。
 - b 阿波市内に住所を有し、主に農業収入により生計を立てている者である。
 - c 代表者及び会計責任者が明確にされている。

- (ウ) 集落営農組織モデル支援タイプ
 - a 「阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議」が選定したモデル集落である。
 - b おおむね3年以内に集落営農組織を設立する意向がある。
 - c 阿波市内に住所を有し、同市内で農業経営を行う者で構成し、集落又は地区を単位とする。
 - d 代表者及び会計責任者が明確にされている。

(2) 阿波市農業フォローアップ事業

ア 先進的農業経営型

- (ア) 先進的技術導入支援タイプ
 - a 認定農業者であり、かつ、認定農業計画の目標達成者である。
 - b 農業用機械及び施設については、野菜作に使用する。
 - c 原則として、IoT技術を使用した取組である。
(※ただし、その技術が先進的なものと認められる場合は、この限りでない。)

- f 事前に先進的技術導入に係る計画書を提出し、阿波市の承認を受けた機械又は施設である。
- g 営農システム単体を整備するための費用でない。

イ 組織農業経営型

(ア) 組織的営農支援タイプ

- a 「阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議」が選定した「ブランド育成品目」及び「目指せ！ブランド品目」並びに「推進会議が特に必要と認める品目」に係る取組であること又は集落営農組織が国若しくは県に採択された補助事業の取組である。
- b 既に普及しているもの、汎用性の高いもの及び事業効果の少ない農業用機械等は対象外とする。
(ただし、集落営農組織が設立時に実施する事業に必要な農業用機械等、国又は県に認められた補助事業の実施に必要な農業用機械等、ファームサービス事業に必要な農業用機械等は、対象とする。)
- c 国又は県の補助事業の対象とならないもの。
(ただし、集落営農組織が実施する場合は、この限りでない。)
- d 申請受付期間は、年2回を基本とし、複数申請があった場合は、内容を精査の上、事業の採択を行う。
- e 申請採択については、1事業主体につき同一年度1回限りとする。

(3) 農業環境形成推進事業

ア 販売促進型

(ア) 販売促進支援タイプ

- a 申請については、1商品につき同一年度1回限りとする。
- b 宿泊費の上限は、1名1泊につき12,000円とする。

(イ) 都市圏等新規市場開拓支援タイプ

- a 都道府県単位で人口が250万人を超える都市を含む都道府県への出荷である。
- b 農畜産物の納品先が過去半年以上取引がない又は新規の取引先である。
- c 輸送業者等による輸送である。(法人自ら輸送を行う場合は、対象外。)
- d 補助期間については、年度を超えない。
- e 輸送費の補助については、1市場につき6か月以内とする。

(ウ) 付加価値強化支援タイプ

- a 1申請当たりの上限は、20,000円とする。

イ 特産品創造型

(ア) 販売促進支援タイプ

- a 申請については、1認証品につき同一年度1回限りとする。
b 宿泊費の上限は、1名1泊につき12,000円とする。
c 阿波市の要請による活動にあっては、活動経費相当額とする。

(イ) 販売資材等作成支援タイプ

- a 申請については、1認証品につき同一年度1回限りとする。
b 認証マーク表示については、別に定める基準を満たすものとする。

ウ 6次化推進型

(ア) 6次化産品開発推進タイプ

- a 申請については、1事業主体につき同一年度1回限りとする。
b ブランド化を目指す販売目的の加工品であり、かつ、原則として、阿波市内で収穫された農畜産物を使用する加工品であること。

(イ) 6次化産品加工施設整備タイプ

- a 第1次産業従事者にあっては、自ら生産した農産物を加工する施設であること。
b 加工製造業者及び流通販売業者にあっては、阿波市内で生産された農産物を加工する施設であること。
c この事業の実施主体は、事業実施の翌年度から3年間、施設を使用した6次化産品の販売状況を報告すること。

(ウ) 6次化組織強化タイプ

- a 6次化を目指す者又は6次化に取り組んでいる者により組織された団体であること。

エ 地産地消推進型

(ア) 適作開発支援タイプ

- a 給食センター、産直市等での地産地消に向けた取組又は、新品種の増産に向けた取組であること。

第2 計画書の事前承認について

担い手育成支援事業・人材育成型（人材育成支援タイプ（個人））においては営農計画書（以下「営農計画書」という。）、阿波市農業フォローアップ事業・先進農業経営型（先進的技術導入支援タイプ）においては先進的技術導入に係る計画書（以下「先進技術導入計画書」）を阿波市長に事前に提出し、承認を受けなければならない。なお、承認申請については、様式第1号と共に、営農計画書については様式第2号、先進技術導入計画書については様式第3号を提出することとする。

第3 事業の着工

事業の実施主体が補助事業を着工した場合は、速やかに補助事業着工届を阿波市長に提出するものとする。なお、様式については、様式第4号とする。
（ただし、事業の内容上、市長が不要と判断した場合は、この限りではない。）

第4 補助金交付指令前の着工

事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着工届をあらかじめ事業実施主体が阿波市長に提出するものとする。なお、様式については、様式第5号とする。

第5 計画書の変更について

営農計画書及び先進技術導入計画書で承認を受けた取組について、その内容に変更がある場合は、変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。なお、様式については、様式第1号とする。

第6 この事業により整備した機械及び施設の管理運営等について

1 管理運営等

- (1) 事業実施主体は、この事業により補助金を受けて整備した機械及び施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。
- (2) 阿波市長は、事業実施主体の長（管理を委託している場合は、管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、様式第6号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(ただし、購入又は整備に要した経費が1件につき10万円以下の施設等については、この限りでない。)

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち機械及び施設の種類の応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 保全に関する事項

ク その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、機械及び施設の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の施設等について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用する期間)内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)第19条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、阿波市長の指示に従わなければならない。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、様式第4号により、阿波市長に届け出るものとし、必要に応じてその指示を受けるものとする。

第7 実施状況の報告

農業環境形成推進事業・6次化推進型(6次化産品加工施設整備タイプ)において、事業実施主体は事業実施翌年度より3年間、施設を使用した6次化産品の販売状況を報告すること。なお、様式については、様式第7号とする。

第8 その他

- 1 補助事業費の算出によって積算された補助額について、1,000円未満については、切り捨てとする。
- 2 事業実施主体は、この事業により取得した施設等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。
- 3 事業実施主体は、この事業により取得した施設等に関する書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまでの間整備保管しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2、第5関係）

番 号
年 月 日

阿波市長 様

事業実施主体名
住所
氏名

年度営農計画書（先進技術計画書）の（変更）承認申請

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実施要領第2（第5）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

様式第2号（第2関係）

営農計画書

1 事業実施主体の概要

氏名	
住所	
個人法人の別 主たる業種	<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 農業 ・ <input type="checkbox"/> 畜産業 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
年齢（就業年数）	
資格等	

2 経営の概要（現況値）

営農作物名	規模（a）	作付け時期	売上額

3 作付け計画

営農作物名	前年度（a）	本年度（a）

4 作付けに必要な経費

営農作物名	経費区分	金額（円）	補助が必要な事由

5 添付資料

- (1) 青年等就農計画の写し
- (2) 確定申告（住民税申告）の写し
- (3) 市税等調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

先進技術導入計画書

1 事業実施主体の概要

氏名	
住所	
個人法人の別 主たる業種	<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 農業 ・ <input type="checkbox"/> 畜産業 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
年齢（就業年数）	
資格等	

2 経営の概要

営農作物名	規模（a）	作付け時期	売上額

3 導入技術について

導入する 技術・施設	事業量	事業費 （円）	導入により見込まれる効果

4 導入技術におけるスマート農業との関連性について

導入する 技術・施設	スマート農業との関連性について

5 添付資料

- (1) 農業経営改善計画の写し
- (2) 確定申告（住民税申告）の写し
- (3) 市税等調査同意書
- (4) 先進性を証する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第3、第6関係）

番 号
年 月 日

阿波市長 様

事業実施主体名
住所
氏名

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金関連事業の着工届

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実施要領に基づく次の事業について、
下記のとおり着工しましたのでお届けします。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付の指令番号
- 3 事業の着工内容
- 4 関係書類
 - (1) てん末書
 - (2) 随意契約理由書
 - (3) 設計委託契約書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

※入札てん末、工事契約書等を添付する。

※随意契約により実施する場合は、随意契約の理由を記した書面を添付する。

※設計委託した場合は、設計委託契約書を添付すること。

様式第5号（第4関係）

番 号
年 月 日

阿波市長 様

事業実施主体名
住所
氏名

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金関連事業の交付決定前着手届

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金関連事業について、下記の条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は、事業実施主体が負担する。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
3. 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

事業名	事業内容	事業実施主体	事業量	事業費	事業開始予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第6号（第6関係）

財産管理台帳

対象事業		
事業実施年度		
事業実施主体		
事業内容		
構造等		
事業量		
設置箇所又は 設置場所		
着工年月日		
竣工年月日		
経費の配分	総事業費	金 円
	内補助金	金 円
	内国費	金 円
	内県費	金 円
	その他	金 円
耐用年数		
処分制限年月日		
処分の状況	承認年月日	処分の内容
摘要		

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入する。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入する。

- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入する。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第7号（第7関係）

番 号
年 月 日

阿波市長 様

事業実施主体名
住所
氏名

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金関連事業の実施状況報告書

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実施要領第7の規定に基づき、関係書類を添えて事業の実施状況を報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業実施年度
3. 補助金交付の指令番号
4. 事業の内容
5. 関係書類
 - (1) 実施状況報告
 - (2) 申告書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類